

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- ① 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (1) 新築されたもの
 - (2) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - ③ 新築されたもの
 - (4) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (5) 新築されたもの
 - (6) 建築後使用されたことのないもの
- 2 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
 - (1) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 - (2) (1) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 **令和○年○月○日** { ① 新築 } がこの規定に該当
2 取得 }

するものである旨を証明します。

申請者の住所	愛知県知多郡東浦町大字○○字○○○○番地の○ 同住所
申請者の氏名	東浦太郎：持ち分 1/2 東浦花子：持ち分 1/2
家屋の所在地	愛知県知多郡東浦町大字○○字○○○○番地○ 家屋番号：○○番○
取得の原因 (移転登記の場合)	1 売買 2 競落

年 月 日

備考

- 1 { } 中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。
- 2 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。